

## 1. 助成制度の概要

### (1) 目的

2030年カーボンハーフ、2050年ゼロカーボンの実現に向けて、市域の住宅・事業所における脱炭素化を加速するため、環境省交付金「地域脱炭素・再エネ推進交付金」を財源として市民・事業者への再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入支援にかかる助成金を交付する。

### (2) 対象者

以下の①～④のいずれにも該当する者

① 次のアからウまでに掲げる者に該当すること。

- ア 本市に住所を有する個人又は市内に事業所を有する事業者
- イ 市内に自ら居住するための新築戸建住宅を建築又は購入する者
- ウ 市内におけるZEHの新築戸建建売住宅の販売者となる事業者

② 税を滞納していないこと。

③ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

④ 各対象設備に係る（3）の助成対象事業の各事業について、同一の建物について同一事業の助成金を受けていないこと。

### (3) 対象事業

別表第1に掲げる設備（以下「対象設備」という。）の導入又は更新であって次の①～③の要件に該当するもの※。

※ZEHについては新築住宅への導入に限り、高効率照明機器、高効率空調機器、高効率給湯器及びコージェネレーションシステムは更新に限る。

① 居住する市内の住宅、事業を営む市内の事業所又は市内で販売する新築戸建建売住宅で実施する事業であること。

② 対象設備の導入又は更新のための契約日※が令和5年5月22日以降で、対象設備の導入又は更新を完了した日が令和6年2月15日までであること。

※ZEH建売住宅の販売事業者が自ら施工を行う事業については、令和5年5月22日以降に着工したものを対象とする。この場合、着工とは、ZEHに係る断熱工事又は別表第2に掲げるZEHを構成する設備のいずれかの導入に着手する日をいう。

③ 次のいずれにも該当しない事業であること。

- ア 事業所における助成対象事業については、居住用途（共用部など助成対象となる区分が明確にできない場合を含む。）に該当する部分の設備導入
- イ 中古設備の導入
- ウ リース契約による設備導入
- エ 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する設備導入

(4) 対象経費

①設備費、②附帯工事費、③雑役務費

※税抜きとする。

※設計費、処分費は対象外。

※他に、県費、市費等を財源とする助成金等がある場合は、当該収入の額を助成対象経費から除く。

(5) 助成額等

下表のとおり。

	対象設備	対象者		導入先(市内)			導入区分		助成額
		申請時	建物	既築	新築	更新	新設		
1	太陽光発電設備 (自家消費型)	個人	市民	住宅	○	○	○	○	個人：7万円×出力(kW)【上限28万円】 事業者：5万円×出力(kW)【上限75万円】 ※太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のうち いずれか小さい値
			市外		-	○	-	○	
		事業者	市内	事業所	○	○	○	○	
2	ZEH(ネット・ゼロ・ エネルギー・ハウス)	個人	市民	住宅	-	○	-	○	55万円/件
			市外		-	○	-	○	
		販売 事業者	市内		-	○	-	○	
			市外		-	○	-	○	
3	高効率照明機器 (LED)	事業者	市内	事業所	○	-	○	-	助成対象経費の1/2 【上限100万円】
4	高効率空調機器	事業者	市内	事業所	○	-	○	-	助成対象経費の1/2 【上限100万円】
5	高効率給湯器 (エコキュート)	個人	市民	住宅	○	-	○	-	助成対象経費の1/2 【上限10万円】
6	コージェネレーション システム(エネファーム)	個人	市民	住宅	○	-	○	-	助成対象経費の1/2 【上限20万円】
7	電気自動車及び充電設 備	個人	市民	住宅	○	○	○	○	<電気自動車> 蓄電容量×2万円/kWhと「経済産業省ク リーン エネルギー自動車導入促進補助金の「銘柄ご との 補助金交付額」の少ない方の額
			市外		-	○	-	○	
	※太陽光発電設置済 (同時導入可)で電気自 動車と充電設備を あわせて導入すること	事業者	市内	事業所	○	○	○	○	<充電設備> 助成対象経費の1/2【上限10万円】

別表第1 対象設備について

対象設備	要件
太陽光発電設備（自家消費型）	<p>ア 助成対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。</p> <p>エ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。</p> <p>オ 次の(a)又は(b)のいずれかを満たすこと</p> <p>(a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合(業務用:50%、家庭用:30%)以上とすること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
ZEH	<p>ア 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅(建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅をいう。)の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。</p> <p>イ 交付対象は、事業実施主体が常時居住する住宅であり、専用住宅であること(ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZEHを満たすこと。)(事業実施主体が新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。)</p> <p>ウ 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)」の例を参考にすること。</p> <p>エ ZEHのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。</p> <p>オ ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義(次の(a)から(d)を全て満たすこと)を満たしていること。</p> <p>(a) 住宅の外皮性能は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)が0.60以上であること。</p> <p>(b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>(c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。 (売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。)</p> <p>(d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>カ 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。</p>
高効率照明	調光制御機能を有するLEDに限る(ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等とし

機器	て位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない。
高効率空調機器	従来の空調機器等に対して30%の省CO <sub>2</sub> 効果が得られるもの。
高効率給湯機器	ア CO <sub>2</sub> を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯機で、JIS（日本工業規格）C9220に定める年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。 イ アに定める設備又は次項アに定めるコージェネレーションシステムからの更新でないこと。
コージェネレーションシステム	ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。 イ アに定める設備又は前項アに定める高効率給湯器からの更新でないこと。
電気自動車及び充電設備	電気自動車及び充電設備のいずれも導入すること （電気自動車） ア 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行う電気自動車であること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。 イ 通信・制御機器、充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること（一般社団法人次世代自動車振興センターによる「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）。 （充電設備） ア 電気自動車に充電を行うための附帯設備であること。 イ 充電設備、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること（一般社団法人次世代自動車振興センターによる「CEV補助金」の「補助対象充電設備形式一覧」の銘柄に限る。）。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。

別表第2 ZEHを構成する設備

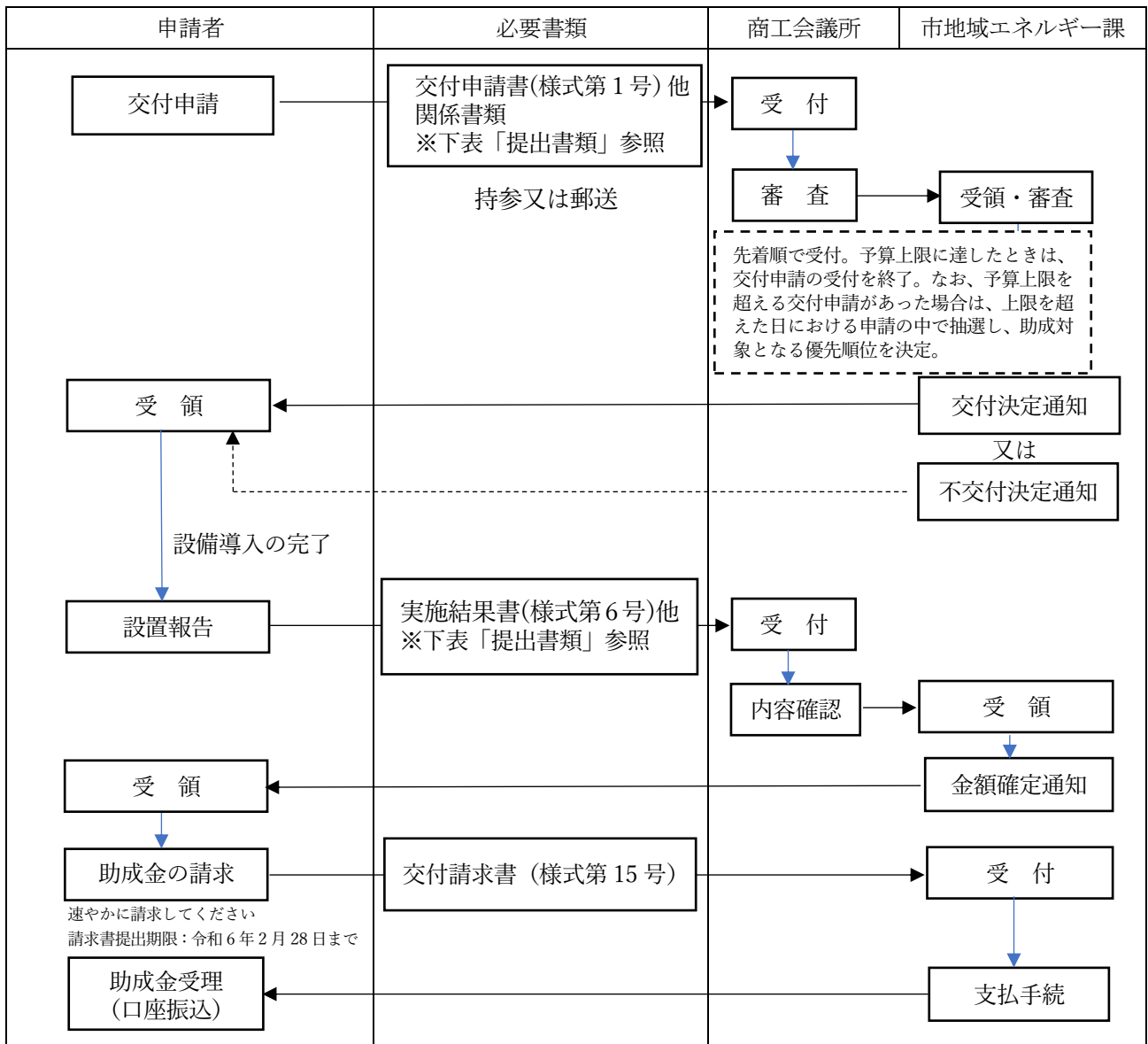
ZEHを構成する設備	要件
空調設備	主たる居室には、エネルギー消費性能計算プログラム（Webプログラム）において計算できる暖房設備及び冷房設備。
給湯設備	次のア～オのいずれかのうち、エネルギー消費量計算プログラム（Webプログラム）において計算できる設備。 ア 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート） イ ガス潜熱回収型給湯機（エコジョーズ） ウ 石油潜熱回収型給湯機（エコフィール） エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） オ 太陽熱利用システム カ 燃料電池（エネファーム）

省エネルギー設備	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 換気設備（24時間換気に係るもの）      イ LED 照明設備</p> <p>ウ 蛍光灯照明設備</p>
再生可能エネルギー設備	太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備。
エネルギー計測装置	<p>次のア～ウのいずれも満たすこと</p> <p>ア 一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。</p> <p>イ 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。</p> <p>ウ 計測されたデータの表示ができること。</p>

2. 交付事務手続の流れ

(1) 手続きの流れ

ア) 設備導入完了前(工事中含む)の場合



提出書類

宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付申請書(様式第1号)の他、次の書類

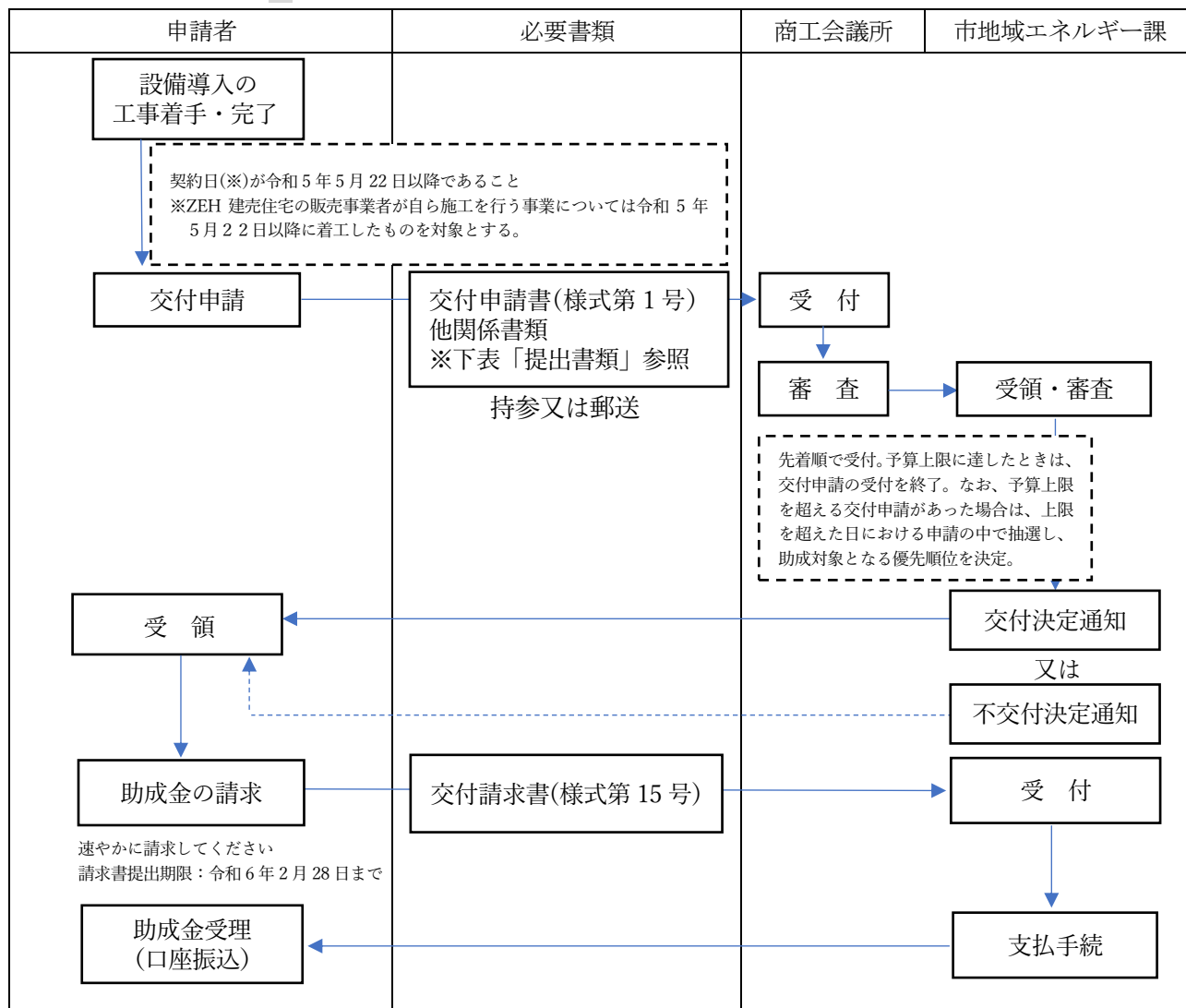
- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 実施計画書設備個票(様式第3号の1から第3号の7まで)
- (3) 助成対象経費に係る見積書の写し
- (4) 導入設備の仕様及び設置場所が分かる資料(カタログ、配置図、位置図、写真等)
- (5) 太陽光発電設備導入に係る誓約書(様式第4号)
- (6) 住民票の写し又は運転免許証、マイナンバーカードの写しなど写真付本人確認書類
- (7) 法人の登記事項証明書(申請日前3カ月以内に取得したもの)
- (8) 暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

※(5)は太陽光導入時、(6)は個人、(7)は法人の場合のみ。

対象設備の導入が完了した時は、速やかに次の書類を提出してください。

- (10) 実施結果書（様式第6号） (11) 実施結果書設備個票（様式第7号の1から第7号の7まで）  
 (12) 契約書等の写し (13) 領収書（請求書、振込明細書、代金領収に関する証明書等）の写し（支払い明細が分かること） (14) 導入した対象設備の写真 (15) 竣工検査報告書の写し

イ) 設備の導入完了後の場合



提出書類

宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付申請書（様式第1号）の他、次の書類

- (1) 実施結果書（様式第6号） (2) 実施結果書設備個票（様式第7号の1から第7号の7まで）  
 (3) 契約書等の写し (4) 領収書（請求書、振込明細書、代金領収に関する証明書等）の写し（支払い明細が分かること） (5) 設備の仕様（更新の場合は新旧）及び設置場所が分かる資料（カタログ、配置図、位置図、写真等） (6) 太陽光発電設備導入に係る誓約書（様式第4号） (7) 竣工検査報告書の写し  
 (8) 住民票の写し又は運転免許証、マイナンバーカードの写しなど本人確認書類  
 (9) 法人の登記事項証明書（申請日前3カ月以内に取得したもの）  
 (10) 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号） (11) その他市長が必要と認める書類

※（8）は個人、（9）は法人の場合のみ。

(2) 書類作成時の留意事項

- ①申請書には代表者が自署し、代表者が自署しない場合は、記名押印してください。
- ②申請書類に訂正箇所がある場合には、修正液を使用したり削ったりせず、当該部分に二重取り消し線を引き、その付近に自署してください。自署しない場合は、二重取消線の上に申請者の印を押印してください。ただし、助成金請求書の訂正はできません。
- ③提出した書類は必ずコピーをとり、交付決定を受けた年度の翌年度から数えて5年間保管してください。
- ④提出いただいた書類は、原則、返却やコピーはできませんのでご注意ください。

<お問い合わせ・書類の提出先>

宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金 事務局（宝塚商工会議所内）

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2（6階）

TEL：0797-62-6228

E-mail：info@zukajyoseikin.com

助成金事務局（宝塚商工会議所内）へのアクセス

